

2011年9月6日

JP ドメイン名諮問委員会  
委員長 後藤 滋樹 殿

株式会社日本レジストリサービス  
代表取締役社長 東田 幸樹

## 諮 問 書

下記の事項について、諮問いたします。

### 記

#### 1. 諮問事項

組織合併時等における属性型・地域型 JP ドメイン名の 1 組織 1 ドメイン名制限緩和について

#### 2. 諮問理由

属性型・地域型 JP ドメイン名では、原則として、1つの組織が登録できるドメイン名数は1つまでという制限(1組織1ドメイン名の原則)を設けています。この1組織1ドメイン名の原則は、特定の組織によるドメイン名の独占的登録や、他組織が権利を持つ名前に相当するドメイン名の登録などに起因する紛争を抑止し、JP ドメイン名の安全性・信頼性に寄与しています。

これに対し、組織合併や社名変更などにより複数のドメイン名を登録している状態となる場合は、6ヶ月間の併用期間を置き、この間に1つを残して他を廃止することを原則としています。

2006年度の諮問委員会において「属性型・地域型 JP ドメイン名での組織合併時における1組織1ドメイン名の原則の適用について」を諮問した際には、以下の答申をいただきました。

- 組織合併時等における併用期間は、年単位での期間を適用できるようにすることが望ましい。その場合、合併、社名変更等の事実が公的書類等で確認できるものに限

った上、個別の事例ごとに検討し、必要な併用期間を定めるのが望ましい。

- インターネット利用者の混乱を防ぐため、ドメイン名登録者は、ドメイン名が使用できなくなることに十分な周知を行うべきである。
- 1組織1ドメイン名の原則を含め、JPドメイン名の制度・規則も、社会の要請に適合していくことが必要である。

上記の答申に従って、JPRSでは組織合併・社名変更に伴うドメイン名の併用期間を原則6ヶ月としながらも、以下の施策により、安全性・信頼性を維持しつつ、ドメイン名移行時の混乱を防止すべく活動しており、これまで一定の効果を得てきております。

- 公的書類等で、合併、社名変更等の事実を確認する。
- 個別の事象ごとに検討し、必要な併用期間を定める。
- ドメイン名登録者に、ドメイン名が使用できなくなることに十分な周知を行うべく依頼する。

しかしながら、ドメイン名の併用期間を年単位で定め、ドメイン名登録者による十分な周知を依頼した場合でも、過去の出版物等に古いドメイン名の記載が残っていることにより、古いドメイン名へのアクセスが減らず、ドメイン名を廃止することが困難な状況になるなどのケースが発生しております。また、併用期間が終了し、廃止されたドメイン名を他者が登録し、紛らわしいWebページを立ち上げるなどのケースも発生しており、結果として「安全性・信頼性」の維持が難しい状況になりつつあります。

これは、インターネット上での活動がますます現実社会での資料閲覧や購買行為等の活動に近いものへと広がり、ドメイン名とドメイン名が表す対象との結びつきが強くなってきていることに起因するものと考えられます。また、特定の時点での結びつきの対象が広がっただけなく、場合によっては、過去の時点のものを参照するという、時間を隔てた結びつきも保存すべきものとなってきていると考えられます。

上記の状況変化と混乱の発生を見ると、組織合併時等における1組織1ドメイン名の原則を見直し、将来のさらなる混乱を防ぐことに寄与する可能性を検討すべき時期であるとも考えられます。

組織合併時等における属性型・地域型JPドメイン名の1組織1ドメイン名制限緩和について検討を進めるにあたり、特に、以下の点が論点となると考えております。

1. それぞれ既に属性型・地域型JPドメイン名を登録していた組織同士の合併の際、合併後の組織が引き続き複数のドメイン名を登録し続けることの是非について。

2. 複数の属性型・地域型 JP ドメイン名の登録を認める場合、その対象事象はどうすべきか。
3. 複数の属性型・地域型 JP ドメイン名の登録を認める場合、その期間と内容はどのようにすべきか。
4. 合併等の際に複数の属性型・地域型 JP ドメイン名の登録を認めるとした場合、その手続きが悪用されないための措置の必要性。

上記のような観点から、組織合併時等における属性型・地域型 JP ドメイン名の 1 組織 1 ドメイン名制限緩和に関する方針および留意点についてご答申いただきたく、お願い申し上げます。

以上